

経済・財政一体改革推進委員会  
第20回 国と地方のシステムWG  
(広域連携について)  
御説明資料



令和元年11月5日(火)  
総務省自治行政局市町村課

# 多様な広域連携の推進について

- 人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。
- そのため、平成26年度に地方自治法を改正し、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入。
- 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を推進

## 【具体的な事例】

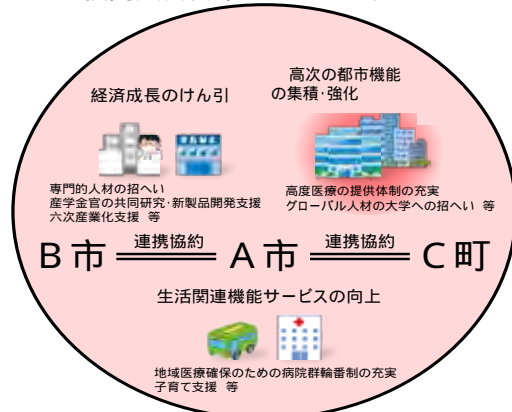
### 地方圏

< 連携中枢都市圏 >

**連携中枢都市** ( ) とその近隣市町村の連携

- (1) 経済成長のけん引、(2) 高次都市機能の集積・強化、  
(3) 生活関連機能サービスの向上をねらい

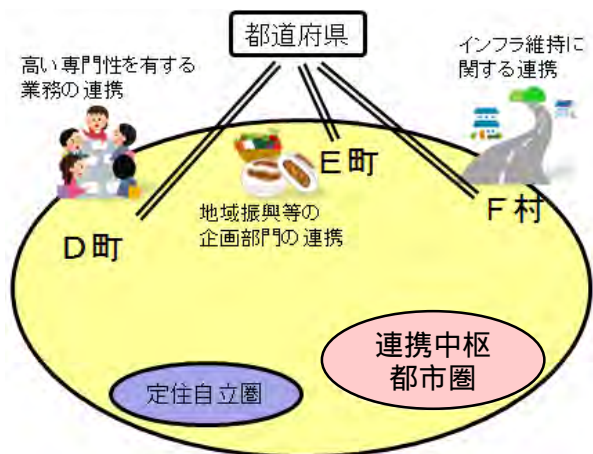
指定都市、中核市(人口20万以上)  
かつ 昼夜間人口比率おおむね1以上



これ以外の地域では「定住自立圏」(人口5万人程度以上で 昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進

< 都道府県による補完 >

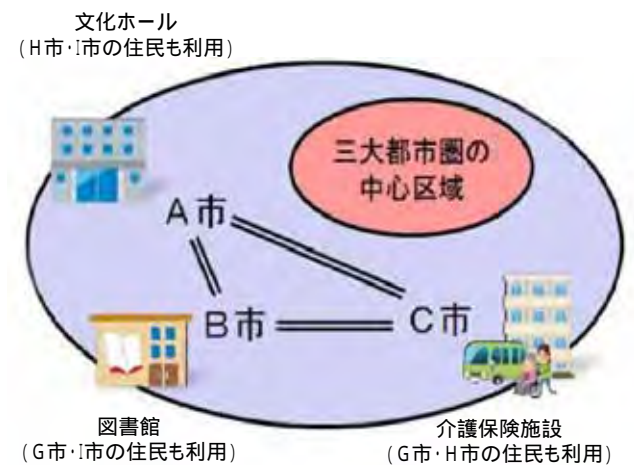
条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完**も選択肢



### 三大都市圏

< 双務的な役割分担 >

同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、**双務的な役割分担**を促進



# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

### 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

### 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

### 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、

地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

## 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢  
都市宣言

連携協約  
の締結

都市圏ビジョン  
の策定

平成31年4月1日現在、**34市(32圏域)**が連携中枢都市圏を形成  
(近隣市町村を含めた延べ市町村数: **304**)

現行の改革工程表におけるKPI: 2020年度までに30圏域(達成済)

新たな改革工程表におけるKPI: 2022年度までに35圏域



### [連携中枢都市圏とは]

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

# 定住自立圏の形成状況（平成31年4月1日現在）

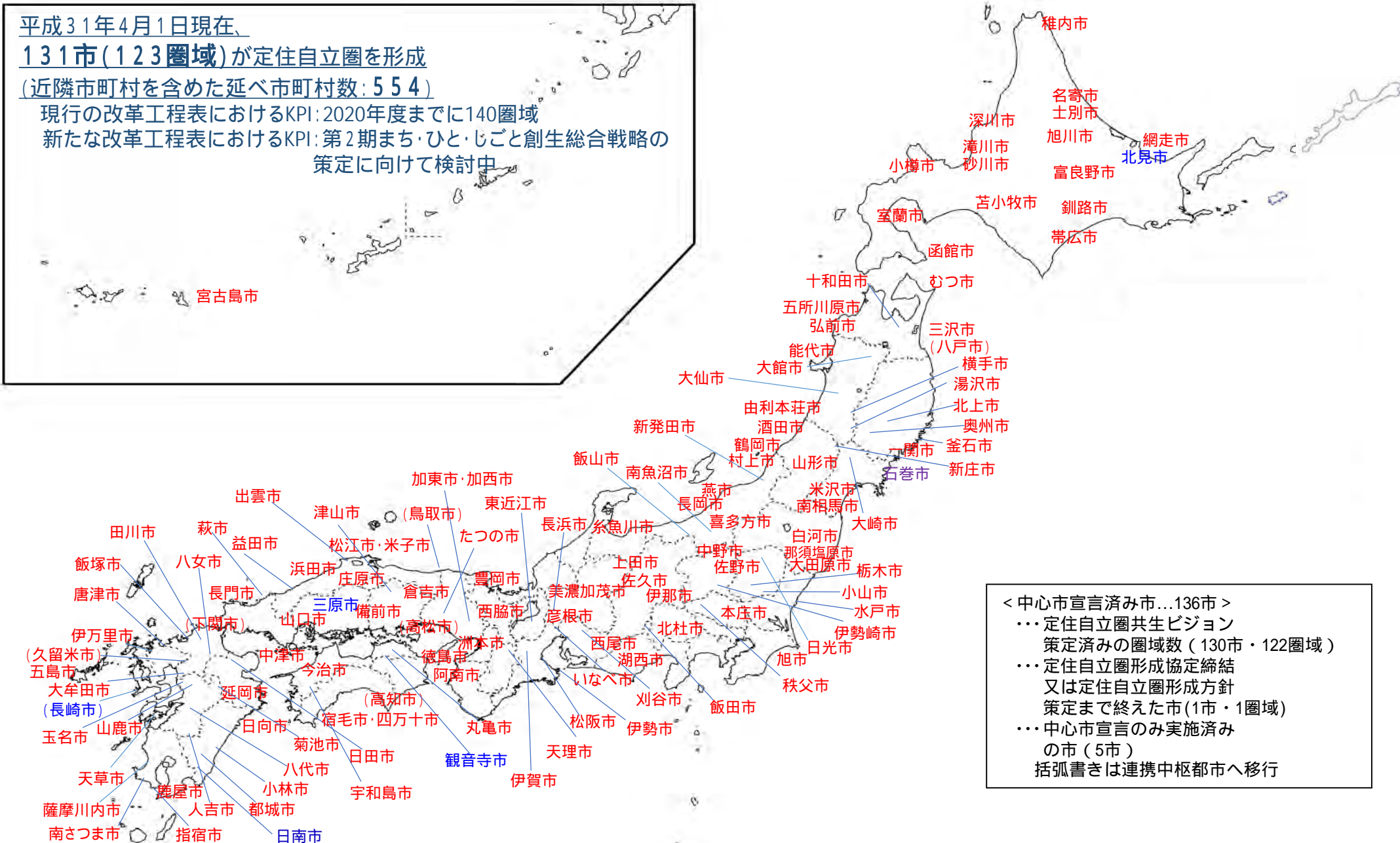
平成31年4月1日現在、

**131市(123圏域)**が定住自立圏を形成

(近隣市町村を含めた延べ市町村数: 554)

現行の改革工程表におけるKPI: 2020年度までに140圏域

新たな改革工程表におけるKPI: 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて検討中



< 中心市宣言済み市...136市 >

- ... 定住自立圏共生ビジョン策定済みの圏域数 (130市・122圏域)
- ... 定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定まで終えた市 (1市・1圏域)
- ... 中心市宣言のみ実施済みの市 (5市)

括弧書きは連携中枢都市へ移行

# 第32次地方制度調査会について

## 1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府(現:内閣府)に設置。

平成30年7月5日に、第32次地方制度調査会の第1回総会が開催され、総理より諮問。

## 2. 委員 (任期: H30.7.5 ~ R2.7.4)

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

### 委員 第4回総会(R1.10.25)時点

#### 【学識経験者18名】

飯島 淳子 東北大学教授  
市川 晃 住友林業(株)代表取締役社長  
伊藤 正次 首都大学東京教授  
太田 匡彦 東京大学教授  
大橋 真由美 上智大学教授  
大屋 雄裕 慶應義塾大学教授  
○ 大山 礼子 駒澤大学教授  
岡崎 浩巳 地方公務員共済組合連合会理事長  
穴戸 常寿 東京大学教授  
勢一 智子 西南学院大学教授  
田中 里沙 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役  
谷口 尚子 慶應義塾大学准教授  
牧原 出 東京大学教授  
武藤 博己 法政大学教授  
村木 美貴 千葉大学教授  
山本 隆司 東京大学教授  
横田 響子 (株)コラボラボ代表取締役  
渡井 理佳子 慶應義塾大学教授

#### 【国会議員4名】

あかま 二郎 衆議院議員  
井上 信治 衆議院議員  
坂本 哲志 衆議院議員  
武内 則男 衆議院議員

#### 【地方六団体6名】

飯泉 嘉門 徳島県知事(全国知事会会長)  
田中英夫 京都府議会議員(全国都道府県議会議長会会長)  
立谷 秀清 福島県相馬市長(全国市長会会長)  
野尻 哲雄 大分市議会議員(全国市議会議長会会長)  
荒木 泰臣 熊本県嘉島町長(全国町村会会長)  
松尾 文則 佐賀県有田町議会議員(全国町村議会議長会会長)

(委員 28名)

( :会長、 :副会長、 :専門小委員会委員長)

## 3. 諮問

人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、

- ・ 圏域における地方公共団体の協力関係、
- ・ 公・共・私のパストミックス

その他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。